



KULS ニュースレター No. 36

INDEX

- 保育所入所と行政訴訟（前編）
- 院生の声－法科大学院8期生 高野 朋さん－
- 図書紹介
- 第2回人事マネジメント実務法研究会開催

● 保育所入所と行政訴訟（前編） ●

社会保障・税一体改革関連法案の提出

野田民主党政権は、消費税を社会保障の目的税としつつ、消費税率を段階的に10%まで引き上げる「社会保障・税一体改革」に不退転の決意でのぞむとし、2012年3月30日に、消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%に引き上げることなどを内容とする消費税法改正案（社会保障の安定財源確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案）を、年金改革関連法案や子ども・子育て新システム関連法案などとともに、第180回通常国会に提出しました。

社会保障関連法案では、すでに、予算関連法案として、2012年1月27日に、子ども手当を廃止し、所得制限付きの児童手当を復活させる内容の児童手当法の一部を改正する法律案が、2月3日に、市町村国民健康保険の財政基盤の強化をはかることを内容とする国民健康保険法改正案が、同月10日には、2012年度の基礎年金国庫負担2分の1の維持（年金交付国債の発行・交

付）や物価スライド特例分の解消などを内容とする国民年金法等改正案が、それぞれ国会に提出されています。また、同年3月13日には、障害者自立支援法を一部改正した障害者総合支援法案が、閣議決定のうえ国会に提出されています。ただし、民主党政権がマニフェストで公約していた後期高齢者医療制度の廃止などの内容を含む高齢者医療制度改革法案については、法案提出のめどは立っていません。

結局、社会保障の充実に関する法案は先送りされ、消費税増税法案が先行して提出される形となりました。すでに菅内閣が社会保障・税一体改革を掲げた時点から、社会保障・税一体改革は、消費税増税のための口実と化し、社会保障改革で充実する部分はほとんどなく、給付抑制・負担増の改革案が先行していました。今回の関連法案

の提出により、社会保障・税一体改革の本質が、社会保障を充実するために消費税を増税するものではなく、社会保障を削減し消費税も増税するという、給付減・負担増が先行する改革であることが一層鮮明になったといえるでしょう。

野田政権は、2012年4月26日、社会保障・税一体改革関連法案を一括して審議する特別委員会を衆議院に設置、当初は関連11法案を一括審議する予定でしたが、法案を整理する必要があるとの批判を受け、共通番号制法案などははずされ、年金制度改革関連2法案（年金機能強化のための厚生年金保険法改正案、被用者年金一元化法案）と子ども・子育て新システム関連3法案（子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案）、消費税増税関連2法案（消費税法改正案、地方交付税法改正案）の計7法案での審議となりました。年金制度改革関連2法案を皮切りに、5月8日から衆議院で審議がはじまっていますが、消費税増税に反対の立場にある小沢元民主党代表を中

心にするグループの動きが活発化し、政局が流動化しており、会期内での7法案の成立は難しい状況にあります。

知られていない子ども・子育て新システムの本質

この間、消費税増税については、政権与党の民主党内でも異論が噴出し、マスコミでも大きく報道され、世論も賛否両論に分かれ活発な議論が展開されていますが、現在の保育所入所の仕組みを根本的に変える子ども・子育て新システムの導入については、マスコミの報道は待機児童解消や幼保一体化の議論が中心で、その本質や問題点に関する報道はほとんどなされていません。

何よりも、最大の問題は、保護者や保育関係者など、もっとも影響を受ける人々に、ほとんど知らされないまま、もしくは、問題点が意図的に隠されたまま、法案が提出されたことです。子ども・子育て新システムが導入された場合、保護者の負担は増えるのか、保育の必要性の認定により現在の保育時間が減らされることはないのか、保育所運営は総合こども園になった場合、不

● 院生の声 ●

法科大学院での学習再点検

以前の学習生活、最近の学習生活、今後の活躍ビジョンという筋立てで執筆するようにとのことであった。とにかくありのままを書いてみよう。以前の学習生活を前期、後期に分けて述べる。

前期は書く作業に抵抗があり、練習不足は明らかだった。書くことを意識しない勉強をしていたため、理解する学習に留まり、書くうえで必要となる記憶の定着に至らなかった。基本書の読解が結果に結びつかなかった。前期試験は大敗を喫した。

夏休みは書くことに対する抵抗を減らし、文章を書けるようになるため、法律の学習がどうかに関わらず毎日書いた。おかげで後期は書くことが大分できるようになった。しかし、まだまだ不十分であり、一つ一つ大切な箇所を論証



高野 朋さん
(法科大学院8期生)

できるまでには至らなかった。また、書く時間を計測することを怠ったため、期末試験は時間配分を誤った。基本書読解は、重要な箇所を十分に押さえることのできないままであった。

後期の12月前半、大きな心境の変化があった。気分転換に読んだエーリッヒ＝フロム著の『生きるということ』がきっかけで、知識を持つ人間でなく、知識の在る人間になるために、この法科大学院にいる時間を費やしたいと思うようになった。妥協しないためには寸暇を惜しみ、労を惜しまず、情を欠くことが必要であった。だが、意志の弱さ故に、結局いずれも半端になってしまった。

最近の学習は、書くことを意識した勉強を常に心掛けるようにしている。知識を伝えられるようにならねばいくら学習しても意味がない。

私は文章力、知識の精度、語彙力、表現力等、全てが欠けるため、これらを日々の勉強で訓練し、修得しなければならない。意義、要件、効果、問題提起、原理原則、例外、規範、

あてはめ、インプット、アウトプットの全てを大切にし、めりはりをつけて専門書で学習するように心がけている。

今後の活躍ビジョンというのは難しい。どの方向で、如何なる形で活躍するか正直言ってまだ分からない。とにかくもっと法律学をやりたい。法解釈に関して思考し、悩む頭を使いたい。今年の前期は、鹿大法科大学院奨学金の受給対象者として目に留まるだけの結果が出せることを一応の目安にしたい。そして、卒業後すぐの司法試験合格を目指す。

今は、この1年間で溜め込んでしまっていた様々な雑念を取り払い、真っ新な心で学習に取り組むよう心掛けている。自己の内なるやましくない欲望に忠実であれるよう、自分を信じてやれるだけの努力を実行したい。

これまでの学修方法を真摯に見直し、改善している姿に敬意を表します。「文章を書く訓練」は、論述式の試験に向けた「アウトプットの練習」というイメージがありますが、1年生や2年生の前半では、むしろ法的知識の「インプット」の「質」がしかるべき水準(具体的な事案の解決に応用可能な水準)に達しているかどうかを確認するための手段として大きな意味があると思います。お互いに頑張りましょう。

中島 宏(高野 朋さんクラス担任)



安定にならないのか、自治体の責任は後退しないのかなど、保護者や保育関係者が最も知りたいことが明らかにされないまま、法案が提出されました。もっとも、介護保険法などと同様、子ども・子育て新システム関連法案も、認定基準など重要な事項の多くが政令・内閣府令などに委ねられており（それ自体が白紙委任に近く、憲法上の

● 図書紹介 ●

図書委員からみなさんの学習の手助けとなるおすめの本を不定期で紹介させていただきます。

ぜひ、試験対策に、日ごろの学習に、学習の合間の自己啓発にと、お役立て下さい。

●『法学教室』No.378（別冊あり）（有斐閣）

2年生・3年生にぜひ読んで欲しい一冊！！

中島先生から『法学教室』で始まった刑事実務の連載、LS 2年生と3年生は必読です。」との指摘がありました。ぜひ目を通してください。

※配架場所:7階資料室 新着雑誌コーナー



●木村草太『憲法の急所一権利論を組み立てる』（羽鳥書店）

●矢野常寿『憲法解釈論の応用と展開』（日本評論社）



論文試験の指南書！

若手の憲法学者が書いた司法試験の論文を書くための実践的指南書です。設問一解説という順番で書かれているので、その1章分だけでも目を通しておく参考になるかも。

※配架場所:7階資料室 新着図書コーナー

問題があるのですが）、法案が提出された現在でも、これらの疑問に答える材料は提供されていません。そして、法案が成立すれば、おそらく、これも介護保険法と同様、施行直前になって、ぱたぱたと政令や通知が発せられ、保育の現場は大混乱に陥るでしょう。また、子ども・子育て新システム関連3法案の内容は、児童福祉法改正法案も含み複雑で対象範囲也多岐にわたっており、かなり以前から周到に準備されてきた法案であることがうかがえます。保育現場の意見を広く聴くと称して、子ども・子育て新システム検討会議のもとにワーキングチームなども設置されましたが、すでに法案の内容は固まっており、法案提出のために意見を聴いたというアリバイ作りでしかなかったといえるでしょう。

子ども・子育て新システムの本質は、市町村が保育の実施義務を負っている現在の保育制度（施設補助方式・自治体責任による入所・利用の仕組み）を解体し、介護保険法のような利用者補助方式（現金給付方式）・直接契約方式（保護者の自己責任による利用の仕組み）に変えるものにほかなりません。また、消費税を目的税化することで、子育て支援の充実をはかろうとすれば消費税を増税するしかなくなり、充実よりも抑制へ強力な圧力がかかる仕組みです。消費税増税を我慢するか、子育て支援が拡充しないまま我慢するかという選択を迫られた場合、おそらく、多くの国民（とくに子育て世代でない国民）は後者を選択するからです。子育て支援の拡充ではなく、給付抑制を目的とした改革案といえるでしょう。

子ども・子育て新システム新システムの本質が知られていない、知らされていない状況に危惧をいだき、筆者も含め研究者や弁護士などが呼びかけ人となり、2010年10月に「新システムに反対し保育をよくする会」を結成（事務局は、全国保育団体連絡会・保育研究所。URL：www.no-shinsystemu-hoikuappeal.com）、同月に「日本の保育・子育てをよくするためのアピールー子どもの権利を侵害する新システムに反対

● 第2回

人事マネジメント実務法研究会開催 ●

2012年4月18日（水）18時30分より、鹿児島県弁護士会館203会議室において、第2回人事マネジメント実務法研究会が開催されました。第2回の研究会は、労働事件処理にあたって、法一カネー当事者感情をバランスよく目配りし、効果的かつ有効な紛争解決を実現するための調整技法を追求しました。弁護士、ADRを担当する社労士、そして労働行政のあっせんに携わる学識経験者といった様々な立場から、具体例や問題提起を交えた検討を行いました。概要報告と事例分析は弁護士吉崎泰広氏（鹿児島中央法律事務所）が担当し、その後参加者11名で共同検討を進めました。

労働審判における審理プロセスと和解

します」を出し、子ども・子育て新システム関連法案と消費増税法案が閣議決定・国会提出された翌日の2012年3月31日には、読売新聞全国版に「問題だらけの『子ども・子育て新システム』はいりません！」と題する全面意見広告を掲載しました。いま子ども・子育て新システムの問題点の指摘と、法案への反対運動を展開しています。

一方で、現在の保育所入所の仕組みは、行政法上も興味深い題材を提供してくれています。私が担当する社会保障法（3年次選択科目）のほか、公法総合問題演習A／B（3年次選択必修科目）、行政法問題演習A（2年次必修科目）でも取り上げた以下の事例問題を考えてみてください。

【事例問題】

・現在4歳のAは、気管が弱く、乳児の頃に気管切開をして以来、喉にカニューレと呼ばれる器具をつけており、Y市立の肢体不自由施設に通っている。Aに対しては、呼吸困難にならないように、通常は2～3時間に1回、多くて風邪などのとき30分に1回程度、気管にたまる痰や唾液を吸引する必要がある。吸引は親以外には医師または看護師



『労働事件の実務的調整技法と課題』をテーマに行われた研究会の様様

（調停）のタイミング、解雇退職事件における金銭解決と蒸し返し問題、裁判上の和解と労働行政のあっせん和解の差異、紛争再発防止の〈授業料〉としての解決金算定術など、紛争調整過程のさまざまな法技術について、活発な議論を基にした調整技法の法律論を構築し、実務的知見を得ることができました。

が行うことになっている。Y市立の各保育園には、1名ずつ看護師が配置されている。Aの両親は、近隣の子どもたちが通っているY市立B保育園で、Aと一緒に過ごすことができれば、Aは心身ともに成長できると考え、2012年4月からのB園入園のため、同年1月に、Y市立福祉事務所にB園への入所申込みを行ったところ、同年2月、同福祉事務所は、Aについて適切な保育を確保することが困難であるとの理由をつけて、入園を承諾しない旨の通知を行った。Aは気管に障害があるだけで、言葉や対人関係に問題はなく、同年代の子どもとおとなしく遊ぶことが可能である。また、Aの両親は共働きであり、近くに祖父母などの親族もいない。Aの両親Xらは、B園への入園不承諾に納得できず、AをぜひB園に通わせたい。どのような訴訟を提起し、どのような主張が可能か。

伊藤 周平（社会保障法）

